

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業
(通称：尼崎市ボトル t o ボトル事業)
募集要項

公募型プロポーザル方式

令和8年10月
尼 崎 市

目次

1	スケジュール	3
2	募集内容	4
(1)	事業名称	4
(2)	趣旨	4
(3)	事業概要	4
ア	ベール品売却事業	4
イ	啓発事業	7
(4)	募集手続	7
ア	募集要項の配布	7
イ	応募予定者登録	8
ウ	資源リサイクルセンターのベール品の確認	8
エ	質疑受付・回答	9
オ	応募申込み	9
カ	提出書類	9
キ	応募申込にあたっての留意点	10
(5)	応募申込資格等	11
(6)	応募資格決定通知	11
3	優先交渉権者の決定及び審査項目	11
(1)	優先交渉権者の決定	11
ア	選定方法	11
イ	失格事由	12
ウ	協定及び契約の締結	12
(2)	審査項目	12
4	協定について	13
5	契約について	13
(1)	契約期間	13
(2)	契約内容	14
(3)	売却量の確定	14
(4)	売却金額の納付方法	14
(5)	売却予定量（年間予定量）	14
(6)	契約保証金	15
(7)	提出書類及び提出期限	15
(8)	その他の留意事項	15
6	留意事項	15
7	添付資料一覧	16

1 スケジュール

手 続 き 等		時 期
募集要項の配布		令和8年10月30日（金）正午から 令和8年11月12日（木）正午まで（土日祝日除く）
応募予定者登録		令和8年10月30日（金）正午から 令和8年11月12日（木）午後5時まで
資源リサイクルセンターボール品確認	受付期間	令和8年10月30日（金）正午から 令和8年11月12日（木）午後5時まで
	確認日	令和8年11月16日（月）から令和8年11月27日（金）まで
質疑受付・回答	受付期間	令和8年11月24日（火）午前9時から 令和8年12月1日（火）午後5時まで
	回答予定日	令和8年12月7日（月）
応募申込み		令和8年11月24日（火）午前9時から 令和8年12月18日（金）午後5時まで
応募資格決定通知 ※1・※2		令和8年12月25日（金）
プレゼンテーション内容審査		令和9年1月下旬（予定）
優先交渉権者の決定および通知		令和9年2月下旬（予定）
協定及び契約の締結 ※3		優先交渉権者の通知から1週間以内
ペットボトルボール品引き渡し		令和9年4月1日（木）から

※1：呼称については、応募申込時点では「応募者」、選定された応募者は「優先交渉権者」、契約締結以降は「事業者」とします。

※2：応募資格決定通知書にて、プレゼンテーション実施日時をお知らせします。

※3：協定及び契約締結について、本市で記者発表に行う場合には、同席を依頼することがあります。

2 募集内容

(1) 事業名称

尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業
(通称：尼崎市ボトル to ボトル事業)

(2) 趣旨

尼崎市では、令和3年3月に策定した「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」において、「もったいない！あまがさき」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、持続可能な循環型社会の形成を目指しています。

本市におけるペットボトルのリサイクルについては、令和6年度からペットボトルをペットボトルに再生する水平リサイクル「ボトル to ボトル」の取組を開始し、令和8年度までの3か年、売却する引渡量のうち約半数のペットボトルについて、飲料メーカー及びリサイクル事業者と連携した「尼崎市ボトル to ボトル事業」として引き渡し、ペットボトルの再資源化とともに、市民・事業者等への啓発活動に取り組んでおります。

令和9年度以降もこれらの取組を継続・発展させ、限りある資源を有効活用するため、「尼崎市ボトル to ボトル事業」を本市と協働で実施する事業者を募集します。

募集及び選定にあたっては、令和6年度と同様に応募者の様々なノウハウを活かした提案を求める公募型プロポーザル方式とし、ボトル to ボトルの実施能力、環境負荷低減への取組及び啓発活動等について、技術力、事業の安定性・信頼性など優れた提案を応募者の中から選定委員会において総合的な審査を行い、優先交渉権者1者を決定します。

優先交渉権者は、本市と「尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業に関する協定」を締結し、本市と連携・協働して本事業に取り組むものとします。

(3) 事業概要

ア ベール品売却事業

(7) 概要

- a 国内においてペットボトルへの再生を行うこと。
- b 買い受けたベール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境への悪影響等を発生させず、持続可能な体制で国内での資源循環を図るボトル to ボトルの再資源化ルートが構築されていること。
- c ペットボトルのキャップ、ラベル及び残渣等について、他用途への再資源化や廃棄物としての適切な処理の方法を確保していること。
- d 厚生労働省による「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」（以下「厚生労働省ガイドライン」という。）に基づく安全性の判断基準を満たすなど、適切な製造品質管理を行うこと。
- e 熱や電気の使用によるプロセスコストを抑え、石油由来のペットボトルに比べ生産の過程で排出される二酸化炭素排出量を低減すること。
- f 契約期間中及び終了後に再資源化及び残渣の処理の状況等の報告を行うこと。

- g 事業者が受入不能となった場合に備え、飲料メーカー等は、代替リサイクラーを確保すること。受入不能が見込まれる場合は直ちに本市へ報告するとともに、代替先への引渡しについても、引渡条件、単価等を含め、従前と同等の条件により引き続き対応すること。

(イ) 売却物件

資源リサイクルセンターで選別のうえ圧縮・梱包したペットボトルベール品（以下「ベール品」という。）

- a 寸 法：幅約 600mm×長さ約 600mm×高さ約 400mm（別紙 1 のとおり）
- b 重 量：1 個あたり約 30kg
- c 結 束 材：P P バンド
- d 搬出時荷姿：幅約 1,300mm×長さ約 1,100mm×高さ約 1,900mm
1 パレットあたり 15 ベール（ベール 5 個/段×3 段積み）をストレッチフィルムにより梱包します。
- e ベール品質：容リ協品質調査 総合判定ランク及び落札金額（税抜き）
令和 6 年度：容リ協判定結果【A】
上期：55,000 円/t
下期：80,000 円/t
令和 7 年度：容リ協判定結果【B】
上期：78,100 円/t
下期：57,000 円/t
令和 8 年度：容リ協判定結果【A】
上期：52,000 円/t
下期：64,000 円/t
- f 1 日に製造できるベール品：約 160 個（季節により多少増減します。）

(ウ) 売却量の決定

- a 年間予定量：650,000kg（本市の年間ペットボトルベール品排出量の約 67%（3 分の 2）を基本とする売却予定量）

注：予定量は令和 7 年度実績排出量であり、売却量を約束するものではありません。）

- b 参考：令和 7 年度容リ協及びボトル to ボトルへの引渡数量（月ごと、年間 976,330kg）

※ 残る約 33%（3 分の 1）は、受入不能時のリスク分散のため容リ協ルートとして確保する。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
101,910kg	97,690kg	93,630kg	98,880kg	79,820kg	84,170kg
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
86,710kg	75,820kg	68,700kg	65,480kg	61,070kg	62,450kg

c 売却量決定方法

引渡しの都度、尼崎市立クリーンセンター第 2 工場（尼崎市東海岸町 1 6 番地 1 号）に設置している計量器（最大秤量 30t、最小目盛 10kg、積載板幅 3m×長さ 8.5m）によって、運搬車両ごとに空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差し引いた重量をもって、当該車

両 1 台に係る売却量を決定します。

(エ) 売却期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

なお、再資源化の実施状況等を踏まえ、以降も最長で令和 1 2 年度末まで、引き続き契約を締結することがあります。

(オ) 契約方法

物品売買契約（べール品 1 0 k g あたりの単価契約）

契約期間は令和 9 年 4 月 1 日から 1 年間とし、半年毎に売却単価を見直しします。これは、協定期間が延長となった場合も同様とします。ただし、売却代金の未納などが生じる等の契約の履行の確認ができない時は契約されません。

(カ) 売却価格

本件募集における提案金額（単価）

なお、売却価格は本市のべール品に係る容リ協の落札価格決定後の 9 月及び 3 月に見直します。

(キ) 引渡場所

尼崎市東海岸町 2 3 番地の 1

尼崎市立資源リサイクルセンター内指定場所（1 階ペットボトルヤード別紙 2 のとおり）

(ク) 引渡方法及び積込方法

a 引渡方法は、置場（キ）の引渡場所）渡しとします。

b 運搬車両は、事業者が調達するものとし、積込作業は、本市があらかじめ指定する者の立合いのもと、事業者が行うものとします。

c 資源物積込の際は、本市が準備する専用の積込車両（フォークリフト）（最大積載加重 2 . 6 5 t ）を使用することができます。また、パレットについては、本市所有のパレットを使用することができますが、必ず返却してください。

※ 本市が使用しているフォークリフトの爪は、以下の仕様で固定されています。

爪の内幅：845mm

爪の外幅：1, 090mm

爪幅：120mm

爪長さ：1, 520mm

d 事業者は、引渡の都度、運搬車両ごとの積込数量及び重量について、本市があらかじめ指定する者の確認を受けることとします。

e 運搬車両は、べール品が積載可能であり、c の積込車両を用いて容易に積込み作業が可能であるととともに（ウ）c の計量器で計量可能な車両を使用してください。

f 運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守してください。また、過積載等の違反行為を禁じます。なお、停車時には、アイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めてください。

また、資源リサイクルセンターは工業専用地域に立地しており、大型車の往来が激しいことから、周辺道路での駐停車を禁じます。やむを得ず駐停車が必要な場合には、尼崎市立クリー

ンセンター第2工場内の大型車両専用駐車スペースを使用してください。

(ケ) 引渡日時

- a 引渡日時については、引取日が属する週の前週の水曜日に、本市があらかじめ指定する者と協議し決定します。また、引取時間については、午前9時から午後3時（正午から午後1時を除く）までとします。

※ ベール品の保管場所については、屋外（屋根付き）で保管容量が約3日間となりますので、週に2回以上の引取をお願いします。

- b 事業者は、資源リサイクルセンターの運営に支障をきたさないよう、引取日には必ず引取を行ってください。緊急的に引取が必要となった場合には、本市があらかじめ指定する者と協議のうえ引取をお願いします。

(コ) 残渣処理

- a 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、事業者の責任において適正に処理してください。
- b 残渣の処理に係る費用は、事業者の負担とします。

イ 啓発事業

ボトルt o ボトルに係る持続可能な循環型社会の形成と環境負荷の低減に向けて尼崎市民及び尼崎市内企業に対し、訴求力の高い啓発事業を事業者の自由な発想のもとで本市と協働で実施していただきます。

(ア) 啓発事業実施期間

協定締結期間内とします。

(イ) 啓発事業の実施について

当該事業は、双方あらかじめ相手方に通知し、事業内容について双方協議のうえ実施するものとします。

(ウ) 事業で発生する費用等

当該事業で発生した費用については、全て事業者での負担をお願いします。ただし、本市職員に係る必要な経費（交通費等）は本市が負担します。

(4) 募集手続

ア 募集要項の配布

・配布期間	令和8年10月30日（金）正午から令和8年11月12日（木）正午まで （ただし、電子メールの場合は土・日曜日及び国民の祝日等閉庁日を除く）
・配布方法	ホームページへの掲載又は電子メールによる配布とします。 電子メールでの配布を希望する時は、下記送信先に、件名に【ボトルt o ボトル事業募集要項（配布希望）】と記載したメールを送信してください。 なお、本文には、企業名、担当部署、担当者、連絡先、本件募集に係る連絡用メールアドレスを記載してください。
・送信先	ama-clean-rc@city.amagasaki.hyogo.jp

・問い合わせ先 尼崎市立資源リサイクルセンター（尼崎市東海岸町２３の１）
 担当：吉田
 電話：０６－６４０９－１５１２

イ 応募予定者登録

応募予定者は「**（様式１）応募予定者登録申込書**」を作成し、連絡用メールアドレスから PDF 形式で送付してください。

後述のべール品の確認、質問の提出及び応募提案書類の提出には、応募予定者の登録が必要となります。手続きに遺漏のないよう、ご注意ください。

なお、応募予定者登録後、オの応募申込提出前に応募を辞退する場合は、「**（様式３）応募辞退届**」を連絡用メールアドレスから送付願います。

・受付期間	令和８年１０月３０日（金）正午から令和８年１１月１２日（木）午後５時まで
・送付先	ama-clean-rc@city.amagasaki.hyogo.jp 件名には、【ボトルｔｏボトル事業応募予定者登録（〇〇（団体名））】と記載してください。

ウ 資源リサイクルセンターのべール品の確認

実際のべール品及び引渡場所・計量器を確認いただくために資源リサイクルセンター、クリーンセンター第２工場にお越しください。

べール品の確認は必ず行ってください。

なお、べール品の確認は、応募予定者ごとに日時を設定し、個別に対応いたします。

・確認日時	令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２７日（金）まで（土日は除く。）
・確認時間	１ 午前１０時から午前１１時まで ２ 午後１時から午後２時 ３ 午後３時から午後４時

確認申込にあたっては、「**べール品確認申込書（様式２）**」を作成し、連絡用メールアドレスから送付してください。

【べール品確認の申込について】

・受付期間	令和８年１０月３０日（金）正午から令和８年１１月１２日（木）午後５時まで
・送付先	ama-clean-rc@city.amagasaki.hyogo.jp 件名には、【ボトルｔｏボトル事業べール品確認申込（〇〇（団体名））】と記入してください。詳細については、申込された方に個別ご案内させていただきます。

エ 質疑受付・回答

本募集要項に関する質疑については、個々に行わず、一括して次のとおり行います。

質疑は応募予定登録者からの文書のみ受付ます。「募集要項に関する質問書（指定様式4）」に記入のうえ、連絡用メールアドレスから送付してください。

電話等での問い合わせには応じられません。

・受付期間	令和8年11月24日（火）午前9時から令和8年12月1日（火）午後5時まで 受付期間外の到着分については、無効とします。
・送付先	ama-clean-rc@city.amagasaki.hyogo.jp 件名には、【ボトルt o ボトル事業質問書（〇〇（団体名））】と記載してください。
・回答予定日	提出のあった質疑に対する回答については、応募予定登録者全員の連絡用メールアドレスに令和8年12月7日（月）に送付する予定です。
・その他	当該質疑に対する回答書は、募集要項の補完、追記又は修正事項とみなします。

オ 応募申込み

本事業に応募を希望する者は下記カに記載の書類を作成し、連絡用メールアドレスから PDF 形式で送付後、原本を郵送してください。令和8年12月18日（金）消印有効）

なお、本市が受信できるメール1通の最大容量は約6MB となりますので、容量がこれを超える場合は適宜分割しての送信をお願いします。

・受付期間	令和8年11月24日（火）午前9時から令和8年12月18日（金）午後5時まで
・送信先	ama-clean-rc@city.amagasaki.hyogo.jp 件名には、【ボトルt o ボトル事業の応募（〇〇（団体名））】と記載してください。

カ 提出書類

各書類の大きさは、すべてA4サイズ（縦方向）を基本とし、どうしてもこれにより難しい場合は、提出の際メール本文にその旨を注記してください。また、提出にあたり PDF 形式に変換するときには、項目ごとにまとめたうえで、内容をファイル名に記載するなど、わかりやすく整理をして下さい。

(ア) 応募申込書

様式5-1：応募申込書（代表法人用）

様式5-2：応募申込書（構成法人用）

様式6：市税調査に関する誓約書兼承諾書（押印が必要です。）

様式7：申込資格誓約書（押印が必要です。）

※様式6の提出は、申込書記載の所在地が尼崎市内にある法人に限ります（法人連合体の構成

法人についても同じ)。

(イ) 応募者の概要等を示す書類

- a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
- b 直近 1 年の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）
- c 定款等
- d 法人概要（株主等の構成がわかるもの、企業グループ図を含む）

注：構成法人がある場合は、全者の添付書類が必要です。

(ウ) 提案書（自由様式）

提案書の様式は任意としますが、本要項 1 2 ページの「審査項目」を必ず盛り込んで作成してください。

本市のべール品に係る容リ協における落札価格については、2 (3) ア (イ) 売却物件を参照してください。

(エ) 事業実施計画書（様式 8）

前項（ウ）提案書）の内容を簡潔に要約し、尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルべール品売却等事業仕様書（案）（別紙 5）の「3 事業内容」に記載する内容としてください。

※提出書類に係る注意事項

- ・ 提出書類は、選定委員会におけるプレゼンテーションの際に審査する書類となります。提出書類に漏れ等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、または評価できないことがありますので、十分に精査のうえ提出いただきますようお願いいたします。なお、提出された書類の変更または追加は認めません。（本市が求めた場合は、この限りではありません。）。
- ・ 提出書類は、理由にかかわらず一切返却しません。
- ・ 本事業の実施にあたり、その内容等を本市が公表する場合その他本市が必要と認める場合には、本市は提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとします。また、優先交渉権者の提出書類は、尼崎市情報公開条例（平成 16 年 12 月条例第 47 号）に基づき非公開情報を除いて、情報公開の対象となります。ただし、契約にいたらなかった応募者の提出書類は、原則として非公開とします。

キ 応募申込にあたっての留意点

- (ア) 応募申込書、提案書、事業実施計画書、その他の書類等の作成に要する費用及び応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (イ) 本事業に係る物品売買契約は、「応募申込書」に記載された法人（単一法人の場合は当該法人、法人連合体の場合は代表法人または構成法人においてリサイクル事業に携わる法人（以下単に「物品売買契約者」という。））の名義でのみ行うことができます。
- (ウ) 物品売買契約者が尼崎市会計管理室における債権者登録を行っていない場合は、必ず登録を行ってください。

(5) 応募申込資格等

応募申込にあたっては、様式 7 「申込資格者誓約書」の要件を全て満たす必要があります。要件を

満たさない場合は欠格とし、審査を行いません。

(6) 応募資格決定通知

応募資格が認められた応募者に対しては、令和8年12月25日（金）に連絡用メールアドレスにその旨を送信して通知します。

3 優先交渉権者の決定及び審査項目

(1) 優先交渉権者の決定

本市職員で構成する選定委員会を設置し、当該選定委員会において応募者から提出された提案書及びこれに基づくプレゼンテーションの提案内容を審査し、その審査結果を踏まえて本市が優先交渉権者を決定します。なお、選定委員会は、優先交渉権者の決定までは非公開とします。

ア 選定方法

- (ア) 提案書の提案内容の審査については、応募者自ら行うプレゼンテーションの内容も含めて、選定委員会が行います。

プレゼンテーションの際の資料及び説明内容は、提出された提案書及び提出を求めた資料の範囲に限ります。提案内容の審査項目及び配点については、本要項12ページの「審査項目」をご参照ください。

プレゼンテーションの日時は、別途通知いたします。なお、応募多数の場合は、選定委員会の委員の意見を踏まえ、書類審査により応募者を選定したうえで実施することもあります。

- (イ) 審査の結果、全選定委員の合計点（合計400点満点）を算出し、得点とし、最も得点の高い1者を優先交渉権者とします。なお、同点の者がある場合は、審査項目の「提案金額」、「啓発事業」、「事業実績」の得点が高い順とします。それでも決まらない場合には、くじ引きにて決定します。

また、優先交渉権者の次に得点の高い1者を次点にすることがあります。

ただし、各選定委員の審査において必要な最低基準（60点）を満たしていない場合や、審査項目のうち売却価格に関する項目の提案金額が逆有償（マイナス提示）の場合は、失格となります。

- (ロ) 選定委員会での審査の結果は、各応募者（法人連合体の場合は代表法人）に文書にて通知します。併せて優先交渉権者については、法人名（法人連合体の場合は構成法人含む）を本市ホームページ等により公表します。

なお、審査の結果に対するお問い合わせ・異議は一切応じません。

- (ハ) 優先交渉権者が本募集要項等に違反した場合や、提出書類に虚偽の内容等があるなど優先交渉権者の提案内容の実現可能性が著しく低いと本市が判断した場合は、優先交渉権者の資格を取り消します。この場合、(イ)に定める次点であった者が優先交渉権者となりますが、次点の者がいない場合は、公募手続きを中止します。

イ 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- (ア) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (イ) 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (ウ) 事業選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) 2(4)ウにある資源リサイクルセンターのべール品の未確認。
- (カ) その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ウ 協定及び契約の締結

優先交渉権者決定（通知）後、1週間以内に本市と優先交渉権者との間で、協定及び契約を締結していただきます。なお、売却開始時期については、令和9年4月1日です。

(2) 審査項目

審査項目		主な審査のポイント	配点
Ⅰ 提案者に関する項目	1 経営状況等	ボトルt oボトルを安定して実施するための信用及び経営状況の健全性を有しているか 本市の債権者登録がされているか など	4 点
	2 地元企業等加点	代表法人、構成法人に地元企業及び準地元企業（本社が尼崎市にないが支店等が尼崎市にある企業）が入っているか	3 点
	3 事業実績	ボトルt oボトル事業実績について 容り協判定ランク【B】と【D】の処理実績 他自治体との取引実績 本市べール品の受け入れ工場の処理能力及び処理実績 受入不能時の代替リサイクラー確保体制	14 点
Ⅱ リサイクルに関する項目	4 ルート構築	運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化までにおいて、国内で持続可能なリサイクルルートが構築されているか 残渣がある場合、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートが確保されているか	16 点
	5 環境衛生対策	運搬・保管・再資源化等の一連の工程において、生活環境に悪影響を及ぼさない配慮、対策が行われているか	6 点
	6 品質管理等	厚生労働省ガイドラインに基づき、安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理が行われているか 不純物を可能な限り除去するなど技術力を有し、ボトルt oボトルの実現性が高いと認められるか	8 点
	7 環境負荷低減等	I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得しているか。 熱や電気の使用によるプロセスコストを低減するとともに、石油由来のペットボトルに比べ、再生ペットボトルの生産過程（回収～再生ペットボトル製造）で排出される二酸化炭素	9 点

		排出量を削減できているか 水平リサイクル工場が兵庫県内に所在するか	
	8 啓発事業	ボトル to ボトルに係る持続可能な循環型社会の形成と環境負荷の低減に向けて尼崎市民及び尼崎市内企業に対し訴求力の高い啓発事業を事業者の自由な発想のもとで本市と事業者と協働で実施できるか。 他自治体と協働でボトル to ボトルに係る啓発事業の実施実績があるかなど	15 点
	9 実現に向けた提案	実現に向けた意欲ある提案になっているか	10 点
Ⅲ 売却価格に関する項目	10 提案金額	令和 9 年度の提案価格（容リ協の価格参考にすること。） <u>10kg あたりの単価</u> とし、消費税及び地方消費税を除いてください。 <u>※令和 9 年度下期以降の対案価格の計算方法をご提示ください。</u> 例：容リ協価格＋〇〇円、容リ協上位 2 年平均	15 点
合 計			100 点

※得点は、選定委員の採点の合計（400 点満点）とします。

※募集要項及び仕様書に記載している要件が満たされていない場合は失格とします。

※選定委員の審査において、一人でも最低基準である 60 点未満であった場合は失格とします。

※得点が同点の場合は、以下の順番により決定とします。

- 1 提案金額に係る得点が高い企業
- 2 啓発事業に係る得点が高い企業
- 3 事業実績に係る得点が高い企業

4 協定について

別紙 3「尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルバール品売却等事業に関する協定書」を本市と締結していただきます。

5 契約について

(1) 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

10 月 1 日以降の売却単価については、提案内容に基づき、双方協議の上、決定した売却価格により、改めて物品売買契約書を締結するものとします。

令和 9 年度の実績状況を踏まえ、引き続き事業者として適切であると判断した場合は、令和 10 年度以降の契約を締結できるものとし、令和 9 年度から最長で令和 12 年度末まで（合計 4 年間）、

1年ごとに契約を更新できるものとします。

(2) 契約内容

売却価格については、プロポーザルで提案された10kg当たりのべール品の単価（消費税及び地方消費税抜き）を採用します。

なお、売却価格の見直し時期については、本市のべール品に係る容リ協の落札価格決定後の9月及び3月を予定しています。

(3) 売却量の確定

売却量については、2(3)ア(ウ)c 売却量決定方法により計量した重量を1回の売却重量として毎月集計を行い、引取月報（様式11）を実施月翌月10日までに本市担当者宛てに連絡用メールアドレスからの電子メールにて送付してください。（売却量については、毎回「計量伝票」を発行します。）

※本市の計量器は計量法に基づき定期検査を実施し、計量検定に合格しております。

(4) 売却金額の納付方法

四半期ごとに、尼崎市が発行する「納入通知書兼領収書」により納付し、金融機関の領収日付印の押印を受けた納入通知書兼領収書（写し）を本市担当者宛てに連絡用メールアドレスからの電子メールにて送付してください。なお売却金額については、消費税および地方消費税を含むものとします。

払込みに係る日程については、次のとおりとします。

売却時期	取引重量確定日 (四半期)	納付書 発送予定日	納付期限
第1四半期（4月から6月まで）	7月10日	7月15日	7月31日
第2四半期（7月から9月まで）	10月10日	10月15日	10月31日
第3四半期（10月から12月まで）	1月10日	1月15日	1月31日
第4四半期（1月から3月まで）	4月10日	4月15日	4月30日

※土日祝日の場合は、同月直近の平日とします。

※売却単価は半年ごとに見直します。以下、参考に年間スケジュールを記載しています。

(5) 売却予定量（年間予定量）

売却予定量は次の表のとおりです。

期間	予定量
第1四半期（4月から6月まで）	195,000kg
第2四半期（7月から9月まで）	175,000kg
第3四半期（10月から12月まで）	154,000kg
第4四半期（1月から3月まで）	126,000kg
年間予定取引量	650,000kg

(6) 契約保証金

免除とします。

(7) 提出書類及び提出期限

次の書類をそれぞれ指定する期日まで、連絡用メールアドレスから本市が指定するメールアドレスに提出していただきます。事業期間を更新した場合でも、提出が必要です。なお、提出書類に変更（様式10「引取計画書」は除く）が生じた場合には、速やかに提出してください。

様式9：業務責任者選任届（事業開始日の前日まで）

様式10：引取計画書（実施月前月末日まで）

様式11：引取月報（実施月翌月10日まで）

その他、本市が求める報告（年間報告等）

(8) その他の留意事項

本契約の履行に際し、事業者の責任に基づく行為により、本市及び本市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、事業者が責任を負い損害を賠償するものとします。

6 留意事項

- (1) 募集要項に修正・変更・追加等があった場合は、応募予定登録者全員の連絡用メールアドレスに電子メールにて送付します。
- (2) 天変地異等によりやむ得ない事情のある場合は、本公募を休止または中止等する場合があります。
- (3) 本公募につき、故意または過失の有無を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを保障しません。
- (4) 契約書等の各条項等の解釈について、疑義が生じた事項、または、これらに定めのない事項については、本市と事業者が協議のうえ、定めるものとします。
- (5) 本公募に関する訴訟については、神戸地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。
- (6) 応募申込書およびプレゼンテーションにあたっての使用言語は全て日本語とし、使用単位は計量法に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特段の断りがない限り日本標準時とします。

ア 「年」と記載のあるものは暦年とし、「年度」とあるものは地方自治法第208条に規定する会計年度とします。

イ 1か月を単位として記載した期間については、暦に従って計算します。
- (7) 誤字、脱字、誤植、その他の原因により、募集要項の各項目間あるいは募集項目と質問への回答との間で矛盾が生じている場合、または誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届け出てください。
- (8) 特段の断りのない限り、法律行為は到達主義を採用します。また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、法人連合体の場合は、代表法人への到達をもって、法人連合体全員への到達があったものとみなします。

(9) 契約に要する費用は、事業者の負担となります。

以 上

7 添付資料一覧

(共通)

別紙 1 : ベール品及び荷姿写真

別紙 2 : 尼崎市立資源リサイクルセンター敷地図

別紙 3 : 尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業に関する協定書 (案)

別紙 4 : 物品売買契約書 (案)

別紙 5 : 尼崎市立資源リサイクルセンターペットボトルベール品売却等事業仕様書 (案)

様式 1 : 応募予定者登録申込書

様式 2 : ベール品確認申込書

様式 3 : 応募辞退届

様式 4 : 募集要項に関する質問書

様式 5 - 1 : 応募申込書 (代表法人用)

様式 5 - 2 : 応募申込書 (構成法人用)

様式 6 : 市税調査に関する誓約書兼承諾書

様式 7 : 申込資格誓約書

様式 8 : 事業実施計画書

様式 9 : 業務責任者選任届

様式 10 : 引取計画書

様式 11 : 引取月報